(行政書士⇔行政書士)

確　認　書

「封印取付け委託要領」(平成「8 年国自管第 86 号) 第 10 条第 4 項に基づき、下種受託者である行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号) 第 15 条に規定する行政書士会から委託を受けた行政書士 (以下 「甲」という。)と、当該行政書士から再々委託を受げた行政書士 (以下 「乙」という。)は、下記のとおり確認する。

記

1. 甲は乙が以下の要作を満たすことを認め、甲の委託元である下種受託者の名で乙に封印の取付け作業を行わせるものとする。

①自動車蓋録業務に十分精通していること。
②封印取付けに際して与えた損害に係る賠憤責任保険に加入していること。

2. 封印取付け作業を行う者は、乙とその補助者 (総務省令に基づき、所属する行政書士会に届出している補助者に限る)とする
3. 乙は・封印取付け帳を備え、明瞭に封印の取付け状況を記載する等により、封印の取付け作業を適正に行うこと。
4. 乙は、封印の取付け作業が終了した場合、封印取付け報告書により、甲に報告するものとし、甲は、封印の取付け作業が適正かつ円滑に実施が図られるよう、必要に応じて封印の取付け作業について乙に報告を求めることができるものとする。
5. 乙は、甲の委託元である丁種受託者が定める封印に関する規則・細則及び内規に従うものとする。
6. 乙が行う封印の取付け作業について問題が生じた際は、甲、乙が協議して解決するものとする。

7.本確認書は、　　年　　月　　日から実施するものとする。

年　　月　　日

甲　行政書士登録番号(8 桁)
氏　名　　職印

乙　行政書士登録番号(8 桁)
氏　名　　職印